

## 静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例の全部改正 について

静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例の全部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市診療所における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例  
静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例(平成25年静岡市条例第32号)  
の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第18条及び第21条  
第2項の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定  
めるものとする。

(専属の薬剤師の配置の基準)

第2条 法第18条本文の規定により条例で定める診療所における専属の薬剤師の配置の基準は、  
医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第3条 法第21条第2項第1号の規定により条例で定める療養病床を有する診療所における従  
業者及びその員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごと  
に1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数

(療養病床を有する診療所の施設)

第4条 法第21条第2項第3号の規定により条例で定める療養病床を有する診療所の施設は、  
次の各号に掲げる施設であって当該各号に定める構造設備を有するものとする。

- (1) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しな

なければならないこと。

(2) 食堂 内法<sup>のり</sup>による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(療養病床を有する診療所の人員の基準に係る経過措置)

2 療養病床を有する診療所における従業者及びその員数の基準は、当分の間、第3条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数